

氏名・(本籍)	新田 優 (京都府)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	博甲第18号
学位授与年月日	令和2年3月18日
学位授与の要件	学位規程第2条第2項該当
学位論文題目	『提謂波利經』の研究
論文審査委員	主査 教授 落合 俊典 副査 教授 藤井 教公 副査 准教授 池 麗梅

## 論文内容の要旨

本論は「『提謂波利經』研究」と題し、北魏の沙門・曇靖により撰述された疑經『提謂波利經』のテキスト整理・訳注・撰述意図の解明を行うものである。

『提謂波利經』に関する従来の研究は、本經の特色である五行思想の導入など中国在来思想との関係に拘泥するものであり、道教經典や他の疑經との関係を指摘するという、個別のテーマ・視点から関係する箇所を取り上げて検討するに留まっている。本經が全体を通して何を主張するか、その総体研究は未だなされていない。

また、そうした研究状況を生む大きな要因として、完本不在の問題がある。現存する本經の写本はいずれも断簡であり、首尾一貫した完本は未だ得られていない。テキストの整理・復元は本經の研究上大きな課題となっている。

こうした先行研究の問題点に対し、本論では現状可能な限りテキストの復元を行い、その上で「疑經の撰述は明確な意図をもって行われ、その意図は既存の仏典に見られない新たな創作や追加・編輯箇所に顕現するはず」という想定のもと、仏教学の視点に立ち、仏教の教説でありながら通常の仏典には見られない箇所を曇靖の創作・追加箇所として検出し、撰述当時の時代背景(太武帝による廢仏・文成帝による復仏)を踏まえてその箇所を讀解することにより、曇靖による『提謂波利經』撰述の意図の究明を行った。

本論の構成は以下の通りである。

第一章『提謂波利經』諸本及び引文の整理

第二章『提謂波利經』出典考証—『分別善惡所起經』との前後関係の検討—

第三章『提謂波利經』本文の特色

#### 第四章『提謂波利經』撰述の時代背景—太武帝廢仏・文成帝復仏時の国家と仏教—

#### 第五章『提謂波利經』撰述の意図

#### 訳注篇

第一章「『提謂波利經』諸本及び引文の整理」では、『提謂波利經』新出写本Ch.2317と「大乘義章抄」に見られる新出引文を紹介した上で、既知の写本・引文と合わせて整理し、完本不在である本經のテキストを現状において可能な限り復元した。また整理したテキストを用いて『提謂波利經』の本文を校訂・訓読・訳注を行い、その成果を訳注篇として本論末に附した。

第二章「『提謂波利經』出典考証—『分別善惡所起經』との前後関係の検討—」では、訳注研究の過程で検出した他經と共通する教説や類似の文言を提示し、中でも同文が多量に見られる『分別善惡所起經』を取り上げて、両經の関係を考察した。本經と『分別善惡所起經』との間に何らかの影響関係が窺えることは牧田諦亮により指摘されていたものの、従来具体的な検証は行われていなかった。本論では両經に見られる「飲酒三十六失」を比較し、『大智度論』に見られる「飲酒三十五失」を勘案することで、現行の『分別善惡所起經』に見られる第二十二失・第二十三失が本来の内容とは異なるものであることを明かし、そこに着目することで、『提謂波利經』が『分別善惡所起經』を素材として撰述されたものであるという仮説を示した。

第三章「『提謂波利經』本文の特色」では、「疑經の撰述意図は既存の仏典に見られない編輯・創作箇所こそ顕現する」という前提のもと、訳注の過程で検出された、他經には見出せない独自の教説二点に着目し、それらが本当に他經には見られない教説であるのかを検証した。

一つは提謂・波利の人物像を「陰陽を明究し、鑽龜易卜す」る者と設定するものであり、提謂・波利が登場する仏伝・律典等において描かれる二人の人物像との比較によって、これが本經独自の教説であることを証明した。

もう一点は五戒中で特に両舌戒の守持を重視するという教説である。本經には、中国在来の土王説の理論に基づき、五戒を五行に配当して、土行にあたる両舌戒を五戒中の長とする経説が見られる。しかし、本經中には三通りの五戒配列順序がみられ、五戒を五行に配当する文脈でのみ、両舌戒の位置を変えて土行に配していることが分かった。このことにより、本經における両舌戒の重視は、配列上、偶然に土行と両舌戒が一致するという二義的なものではなく、明確な意図のもと両舌戒の守持を強調して説くために土王説が援用されたものと証明した。

第四章「『提謂波利經』撰述の時代背景—太武帝廢仏・文成帝復仏時の国家と仏教—」では、第三章で検出した本經独自の教説を当時の時代背景を踏まえて読み解くため、『提謂波利經』撰述に前後して行われた北魏太武帝による廢仏、ならびに続く文成帝による復仏の実情を考察した。

太武帝による廢仏の直接の契機は、反乱を起こした蓋呉と沙門との通牒の発覚であるが、

廢仏に先行して宣布された太平真君五年の詔を検討することで、当時仏教の呪術的・神異的側面が讖緯と同等視され警戒されていたことを考察した。

続く文成帝による復仏は、沙門統の設置や「仏教は王政を助けるもの」と位置付ける復仏の詔の宣布より、単に廢仏令を解くだけのものではなく、国家の監督下で仏教を統治に用いるという政策であったことを述べた。『提謂波利經』はまさに文成帝により仏教が国家統治に用いられた時期に撰述されたものであり、第三章で検出した本經独自の教説を読み解くには、反乱の原因となる讖緯と仏教の同一視、仏教の国家統治利用の二点を勘案する必要があることを示唆した。

第五章「『提謂波利經』撰述の意図」では、第四章で考察した時代背景を踏まえ、第三章で検出した『提謂波利經』独自の教説を考察することで、曇靖による本經の撰述意図を明らかにした。

本經では、対告衆である、五百人の商人の長者提謂・波利を「讖緯を行うもの」とし、その二人に仏が両舌戒の守持を説き、かつ五戒を授けて仏弟子とする。

撰述背景を踏まえることで、この構図を当時「皇帝即如来」と言われ如来に譬えられた皇帝が、反乱の原因となった讖緯をかたく戒めるものであること、また提謂・波利が従える五百人の商人団は当時の邑義、提謂・波利は邑義を統轄する邑師・維那にあたり、仏による五戒の授与は皇帝による支配、提謂・波利及び五百人の商人の帰依は皇帝への服従の寓意であると解釈し、曇靖による『提謂波利經』の撰述意図は、仏教を利用した国家統治のイデオロギーの表明にあると結論付けた。

## 論文審査の結果の要旨

本論文について、以下、簡潔に審査結果の要旨を述べる。

序論の第三節「本研究の目的・方法・構成」において、従来の『提謂波利經』研究は『続高僧伝』の記述に引きずられて道教思想や道教經典との関係に重点が置かれてしまい、仏教漢訳經典と異なる創作・追加の部分の摘出を疎かにしてきたと述べる。その観点に立脚し曇靖による『提謂波利經』撰述の意図を究明するとしている。この方向性は近年の中国疑經（偽經）研究における潮流に沿った研究であると評価できる。

本論の第一章では諸本の整理が詳細に記されているだけでなく、網羅的に逸文の収集を行い今後の研究の定点となっていることは成果の一つである。

第二章第一節では、出典考証として仏教經典と漢籍を広範囲に渉猟して考察している。第二節では、『分別善惡所起經』との関連性を詳細に比較検討し、『提謂波利經』の主要部分はこの『分別善惡所起經』を素材として成立したと考察している。

第三章は本經の特色を従来の五行思想との関連性から把握するだけでなく、五戒のなかの両舌戒の位置づけに注目してその理由を探る契機としている。

第四章においては、前章で示唆した原因を時代的背景に求めている。太武帝の廢仏毀釈か

ら文成帝の仏教復興への途次において撰述されたと論述するが、これは従来の説を踏襲するものに過ぎない。

第五章では、いよいよ『提謂波利經』撰述の意図を本經の教説と時代的な政治背景に擬えて論述する。教説の仏の寓意は皇帝であり、提謂・波利の寓意は邑師・維那であり、五百人の商人の寓意は邑義とする。仏が提謂と波利に授戒し説法するのは、皇帝が当時の仏教信仰集団の指導者である邑師や維那を支配し服従させるものだとするイデオロギーが存しているということであり、『提謂波利經』を国家仏教經典とする大胆な論点である。ただ、しかし、この仮説をより一層強力な新説にするには同時代の疑經である『浄度三昧經』について比較研究する必要があるだろう。論者は『浄度三昧經』と『提謂波利經』との本文比較を十九カ所試みているが、それらは単なる同文比定に終始して深化する考究に踏み込んでいない。だからと言ってこの新説を否定するものではなく、むしろ肯定すべき考察だからこそ堅固な論拠が必要ということである。

巻末には本論の他に訳注篇が付されているが、これは『提謂波利經』巻上と巻下の校訂・訳注である。論者が最も精力的に意を注いだのはまさにこの訳注の完成であった。写本を翻刻読解し、逸文を集成しその翻刻と読解に注力した。『提謂波利經』残存状況から完全な二巻本が復元できないが、特に仏教関係の関連するソースを探索した作業は評価されてよいものである。

\*

令和2年3月17日午後1時から80分にわたり、提出論文について口述試問が厳正に実施された。口述内容は多岐に及んだが、主査・副査から、提出論文を評価しつつ訂正や修正を必要とする箇所が指摘された。その主なものは、『提謂波利經』では五戒を説くが、その内容の一つ「不妄語戒」が「両舌戒」に代えられている。「両舌戒」は十善戒の一つで、これが五戒の一つとされるのは本經のみであるという。その意味では本經は極めて特異な經典といえる。では本經の作者とされる曇靖はどのような意図をもって両舌戒に代えたのか。その背景を探るために、曇靖その人の学的背景について検討がほしいところであるが、資料的制約のためか考察が十分とは言えない。『提謂波利經』を成立させた仏教的知識と伝統思想の知識を考察して更なる探求が求められる。また、撰者曇靖の同時代人で北魏仏教に大きな影響を与えた曇曜との関係性について、「国家仏教經典」という定義についても詳細な検討が必要である等であった。

\*

口述試問終了後、主査・副査の合議の結果、本論文は従来の当該研究を根本的に見なす視点から論述したものであり疑經（偽經）成立に関する研究でも画期的であると評価できる。さらに緻密な校訂・訳注も提示した点などで、当該研究の分野に大きく寄与するものと認められる。本審査委員会は、博士（文学）の学位に十分値する成果であると評価するものである。